

# 県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）

## 企画提案募集要綱

この要領は、県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

最優秀企画提案者は、県と企画提案書の内容について協議を行った後、県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を締結し、事業者として決定される。

なお、上記協議の結果、事業者において事業実施が難しいと判断されるなど、事業者から事業実施辞退の申出があった場合には、次点企画提案者と協定締結に向けた協議を行う。

### 1 事業の趣旨

県では、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において、比較的導入までのリードタイムが短い太陽光発電の導入を中心に再エネの導入に取り組むこととしており、これまで、住宅や事業所への自家消費型や第三者所有方式による太陽光発電の導入などを支援してきた。

現在、耕作放棄地など未利用地を活用した太陽光発電施設の設置が進んでいるが、その多くはバーチャルPPA等、県外需要地で消費されており、県内で生み出された環境価値の県外流出が課題であると認識している。

そのため、県では、県有未利用地を発電事業者へ貸し付け、発電事業者が当該地に設置する太陽光発電設備により発電した再エネ電力を県内の事業活動向けに供給する事業を実施し、再エネ電力の地産地消を促進する。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）

#### (2) 事業内容

別紙仕様書のとおり。

なお、企画提案により選定された事業者は、県と協定を締結し、関係法令手続の実施や事業計画の検討に基づき事業計画を策定する。県が当該事業計画を確認し、事業実施が可能と判断した場合、当該事業者と土地賃貸借契約を締結する。

#### (3) 事業地

名称：旧農業実践大学校農産学部・古川教場跡地

住所：色麻町王城寺字八原29番1及び色麻町王城寺字八原30番

#### (4) 事業及び契約の期間

ア 事業期間は、上記(2)の事業実施に関する協定を締結した日から土地を原状回復し、県に返却する日までとする。

イ 発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の期間は原則として20年間とする。

なお、事業者として選定後に実施する県との協議により、20年間を超える契約期間とす

る場合もある。

ウ イのほか、設置工事に係る土地賃貸借契約及び設備の撤去に係る土地賃貸借契約を締結することとし、その期間については、別途協議する。

### 3 応募条件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (9) 本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (10) 日本国内において、第三者所有方式や自己託送方式により、太陽光発電設備を設置・運用した実績を複数有していること。
- (11) 日本国内に本社を有すること。

### 4 スケジュール

名称	日程
公募開始	3月27日（木）
質問の受付期間	3月27日（木）～4月18日（金）午後5時
現地見学会の申込受付期間	3月27日（木）～4月8日（火）午後5時
現地見学会	4月11日（金）午後
回答の公表	4月30日（水）午後5時
企画提案書の提出受付期間	3月27日（木）～7月4日（金）午後5時
一次審査（書類審査）	7月中旬
本審査（プレゼンテーション審査）	7月下旬
審査結果の通知および結果の公表	8月上旬
協議および協定締結※	9月下旬

契約締結日※	協定締結から半年～1年程度
--------	---------------

※ 協議及び協定締結、契約締結については、県・事業者の協議や、関係法令手続等の進捗を踏まえ実施するため、日程については目安である。

## 5 質問及び回答

### (1) 受付期間

令和7年3月27日（木）から令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおり。

kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班）

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、以下の期日までに宮城県環境生活部環境政策課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 6 現地見学会への参加申込

### (1) 受付期間

令和7年3月27日（木）から令和7年4月8日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

ア 指定様式（様式第2号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおり。

kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班）

### (3) 開催日時

令和7年4月11日（金）午後

※ 集合場所・時間については、令和7年4月9日（水）午後5時までに様式第2号記載のメールアドレス宛てに連絡する。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

仕様書を参照の上、次のアからキまでについて作成すること。

なお、次のウ及びエは、提案時点で想定する内容を記載すること。

ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 提案者の概要（様式第4号）

ウ 事業実施計画（様式第5号）

エ 設備導入・運営計画（様式第6号）

オ 独自提案（様式第7号）

※ 「事業実施に関する懸念」や、現地での事業実施を想定し、地域共生の効果を高めることが期待される取組がある場合は、その内容と期待される効果について具体的に記載すること。

カ 決算書（直近3期分の貸借対照表、損益計算書等）

キ 上記アからオまでの内容をまとめたプレゼンテーション資料（任意提出）

【プレゼンテーション資料の形式等】

ファイル形式：Microsoft Word、Excel、PowerPoint 及びPDF

文字サイズ：10.5ポイント以上

ページ数：A4サイズで20ページ以内

## （2）添付書類

ア 法人登記事項証明書（3か月以内のもの）の原本

イ 納税証明書（法人税に未納がないことの証明書）の原本

ウ 納税証明書（宮城県の県税に未納がないことの証明書）の原本

## （3）提出方法

ア 提出受付期間

令和7年3月27日（木）から令和7年7月4日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

下記の提出先へ、紙媒体は持参又は郵送により、電子媒体は電子メールにより提出すること。

<提出先：紙媒体>

宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁13階）

<提出先：電子媒体>

kankyoss@pref.miyagi.lg.jp（環境政策課省エネ・再エネ推進班）

ウ 提出部数

（ア） 7（1）の提出書類：紙媒体7部（A4版両面印刷）及び電子媒体

（イ） 7（2）の添付書類：1部

## （4）作成に当たっての留意事項

ア 言語は日本語とし、文書の補完のための写真、イラスト、動画等を用いることができる。

イ 提出期限後の提案書の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

## 8 審査及び審査基準

審査は県有未利用地を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業（色麻地区）プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施する。

### （1）一次審査（書類審査）

ア 提案者が3者を超えた場合は、本審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施する。

イ 実施日

令和7年7月中旬

ウ 実施方法

（ア）提案者の評価は、（3）評価基準に基づき各委員がそれぞれ採点することにより行う。

（イ）各委員が付けた順位点の総計が最も高い者から上位3者を選定し、プレゼンテーショ

ン審査を行うものとする。

(ウ) 各委員が付けた順位点の総計が同点となるなど、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により上位3者を選定する。

(2) 本審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日

令和7年7月下旬（日時は、県が別途指定する。）

宮城県庁行政庁舎内会議室

イ 実施方法

(ア) 出席者は4名以内とする。

(イ) 1提案者当たりの時間は50分以内（説明20分、質疑応答30分）とする。

(ウ) 提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。

(エ) プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、使用するパソコンは提案者が用意すること。

(オ) 提案者の評価は、(3) 評価基準に基づき各委員がそれぞれ採点することにより行う。

(カ) 評価の結果、委員ごとに採点した評価点の総計の平均が6割に満たない場合、失格とする。

(キ) 各委員が付けた順位点の総計が最も高い提案者を最優秀企画提案者に、次に高い提案者を次点企画提案者に選定する。

(ク) 各委員が付けた順位点の総計が同点となるなど、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により最優秀企画提案者及び次点企画提案者を選定する。

(3) 評価基準

ア 評価点は次表の審査項目及び配点（合計点：100点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	評価の基準	配点
(発電事業者) 会社の状況・ 発電事業計画	経営の安定性	事業を適切に実施できる経営能力を有しているか。	5
	設置運営実績	事業を適切に実施できる実績を有しているか（特に県内の実績を評価）。	5
	事業実施計画	実施体制やスケジュールから事業を確実に実施できるか。	5
	発電事業の収支計画	資金調達や収支計画が適正に算出されているか。	5
	県内事業者の参画による経済波及効果	事業実施計画に県内事業者の参画を想定しているか（建設業者、発電事業者、小売事業者等）。	5
小計			25
需要家	具体性	需要家が具体的に想定されているか。	5
	電力需要	施設の発電電力量に対し、十分な電力需要が見込まれるか。	5
	再エネ電力ニーズ	再エネ電力を活用することで、脱炭素目標	25

		(RE100、SBT 等の認定) の達成やサプライチェーンへの参入、製品・サービスの付加価値化が見込まれるか。	
小計			3 5
法令遵守・地域共生	設備導入・運営計画の適正性	具体的かつ現地の実情に即した設置計画となっているか。	5
	設備導入・運営計画の法令適合	関係法令への適合が明らかとなっており、かつ、対応方針が具体的か。	5
	設備導入・運営計画の継続性・安定性	維持管理計画やリスク対応が具体的かつ実施可能となっているか。	5
	地域への配慮	「事業実施に関する懸念」へ具体的に対策を講じているか。	1 5
	独自提案 (加点)	地域共生の効果を高める取組となっているか。	1 0
小計			4 0
合計			1 0 0

イ アの評価点の高い順に次のとおり順位点を配点する。

1位：10点、2位：8点、3位：6点、4位：4点、5位：2点、6位以降：0点

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、一次審査及び本審査終了後、速やかに対象の全ての応募者へ書面により通知するほか、最優秀企画提案者及び次点企画提案者を環境政策課ホームページにて公表する。

## 9 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎてから提出した場合

イ 本要綱及び仕様書に定める作成様式・条件に著しく適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や改ざんがあった場合

エ 応募要件を有していないことが判明した場合

オ 故意に選定委員に接触したとき。

カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと県が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 提出された提案書は、提案の選定に係る事務以外に使用しない。

(4) 提出された企画提案書等はいかなる場合でも返却しない。

(5) 他の提案者の提案内容や評価結果など、審査については他者に開示しない。

(6) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(自由様式)を提出すること。

なお、取下願の提出後の企画提案書の再提出は認めない。

(7) 選定された事業については、事業内容や事業成果を県の広報・PR等に利用・公表することがある。

(8) 事業実施に伴い必要となる関係法令の手続は事業者が行うこと。

(9) 本提案が採択されることで電力会社との系統連系を県が保証するものではない。